

令和7年度 第5回知財勉強会

共催

一般社団法人 大阪発明協会
一般社団法人 京都発明協会

中国における 知的財産権侵害への権利行使 「行政ルート」の活用 ～「司法ルート」と比べ～

中国における知的財産権の権利行使には、「司法ルート」と「行政ルート」2通りが存在する。

「行政ルート」は日本にはない制度であり、今まで日本の権利者に活用されることは少なかったものの、「司法ルート」と比べて審理期間が短く、早期解決のできるメリットがある。

本セミナーでは、行政ルート権利行使の特徴や効果、手続き、注意点などを、司法ルートと比べながら具体的な事例を通じて分かり易く解説する。

令和
8年

3月17日(火) 15:00～16:30

形式

オンラインセミナー (Zoom利用)

費用

会員：無料 (京都発明協会・大阪発明協会)

非会員：8,800円 (税込み)

※会員優先のため、定員に満たない場合にご参加いただけます

定員

100名 (先着順・定員になり次第締切)

【お問い合わせ】

一般社団法人 京都発明協会

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134
京都リサーチパーク内京都府産業支援センター 2階
TEL 075-315-8686 MAIL hatsumei@ninus.ocn.ne.jp

京都発明協会で検索

 京都発明協会



■ 勉強会概要

中国では、近年知的財産権侵害案件数が大幅に増加していることは広く注目されている。中国における知的財産権の権利行使には、人民法院に侵害訴訟を提起する紛争解決手段の「司法ルート」、及び知的財産権に関する行政管理部門に侵害行為の差し止め等を請求する紛争解決手段の「行政ルート」がある。

「行政ルート」は日本にはない制度で、今まで日本の権利者に活用されることが多くなったが、オフィシャルフィーは無料で権利行使のコストが削減でき、「司法ルート」と比べて審理期間が短く、決定は発行後にすぐに効力が生じるため、早期解決できる可能性があるメリットもある。

2024年においては、中国全国の知的財産権の民事訴訟一審案件数は、44万9千件で、その内、専利（特許・実用新案・意匠）権侵害の民事訴訟一審案件数は4万4千件に、商標権侵害の民事訴訟一審案件数は12万5千件に達したことに対して、専利権侵害の行政摘発の案件数は7万2千件、商標権侵害の行政摘発の案件数は4万件ほどがあるので、「行政ルート」は、実務上において知的財産権侵害の紛争解決としては重要な手段とも言える。

今回の中国知財セミナーでは、行政ルートに関連の法律、行政ルート権利行使の特徴や効果、手続き、注意点などを司法ルートと比べながら具体的な事例を通じて分かり易く解説する。

申込方法

下記QRコードもしくは、京都発明協会HP掲載の申込フォームからお申込ください（Web申込のみ）



京都発明協会

検索

<https://kyoto-hatsumei.com/>



▲ Web申込フォーム

締切
3月13日まで

講師



隆天特許法律事務所
副総経理兼日本オフィス代表
(シニアパートナー)
中国弁理士 理学博士)

陳林 氏

1995年 湖南大学卒業

1995年～1998年 湖南大学・助手

2002年 神戸大学 修士卒業

2005年 神戸大学 博士卒業

2005年～2007年 東京大学 ポストドクター

2007年 原謙三国際特許商標事務所 特許実務担当

2010年 中科專利商標事務所 特許実務担当 中国弁理士

2014年 隆天特許法律事務所 日本オフィス代表

2025年 隆天特許法律事務所 副総経理兼日本オフィス代表

※ お申込後に申込確認メールが届かない場合は、必ずご連絡下さい

ご不明な点等ございましたら、京都発明協会（075 - 315 - 8686）までお問合せください